

## 越谷市墓地等事務処理基準

平成14年3月29日告示第82号  
改正 平成14年6月21日告示第137号

(趣旨)

第1条 この基準は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成14年条例第18号。以下「条例」という。)及び越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成14年規則第38号。以下「細則」という。)に規定する事務を統一かつ円滑に運営するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 条例等の用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 河川 河川法(昭和39年法律第16号)の河川
- (2) 公園 都市公園法(昭和31年法律第79号)の公園
- (3) 学校 学校教育法(昭和23年法律第26号)の学校
- (4) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の保育所
- (5) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)の第1条の5第1項(歯科医業を除く。)の病院
- (6) その他の公共施設 次に掲げるとおりとする。
  - ア 図書館 図書館法(昭和25年法律第118号)の図書館
  - イ 博物館 博物館法(昭和26年法律第285号)の博物館
  - ウ 公民館 社会教育法(昭和24年法律第205号)の公民館

(設置場所の基準)

第3条 墓地の設置場所の基準は、条例第3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するものとする。

- (1) 墓地 礼拝のための施設がある敷地に接続して設置されること。  
(条例第2条第3号の宗教法人に限る。)

- (2) 納骨堂 礼拝のための施設がある敷地内又は火葬場の敷地内とすること。

(施設の基準)

第4条 条例第4条に規定する施設は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するものとする。

(1) 墓地

ア 「生け垣等」とは、墓地の区域を明瞭にし、人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した生け垣又はフェンスをいう。

イ 「舗装」とは、石等で路面を築造することをいう。

ウ 「排水設備」とは、雨水等が停滞し、墳墓のカロートへの浸水や墓地内の通行の支障が生じないような排水路をいう。

エ 「便所」とは、水洗便所をいう。

オ 「ごみ処理のための施設」とは、管理者が自らごみを処理できる施設又はごみを衛生的に保管できる施設及び耐久性のある固定された容器をいう。

(2) 納骨堂

ア 「耐火構造」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定するものをいう。

イ 「内部の設備」とは、納骨装置の存する室の納骨装置等の内部設備をいう。

ウ 「不燃材料」とは、建築基準法第2条第9号に規定するものをいう。

エ 「除湿装置」とは、納骨装置の存する室の相対湿度を一定の水準に保つ能力を有した除湿機、エアコンデショナー等の装置をいう。

オ 「納骨装置」とは、納骨壇及び棚等で骨壺を収めることのできるものをいう。

(3) 火葬場 「障壁」とは、墓地の施設基準に定める「生け垣等」と同等のものとする。

第5条 墓地の施設は、条例第4条1項に定めるもののほか、次の施設を設けるものとする。

(1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し1.5メートル以上の幅の緑地帯を設けること。

(2) 墓地の敷地内に、当該墓地の墳墓の区画数の5パーセント以上の数の自動車駐車施設を設けることとし、宗教行事が行われる場合には、墓地の周辺地域に、当該墓地の墳墓の区画数の5パーセント以上の数の自動車駐車施設を設けること。

(添付書類)

第6条 細則第5条第1項第5号の「墓地等の維持管理の方法に関する書類」とは、次の事項を記載した規則とする。

ア 管理者

イ 墓地使用等の手続に係る様式

ウ 使用料及び管理料に関する規定

エ 墓地にあっては、使用者の権利の取得、変更、承継及び消滅の規定

2 細則第5条第1項第5号の「収支予算書」とは、墓地等の経営に係る収入と支出を記載した2年間の収支予算書とする。

3 細則第5条第1項第5号の「資金計画書」とは、墓地等の設置に要する費用が明示されている資金計画書とする。

4 細則第5条第1項第5号の「その他の墓地等の経営に関する書類」とは、組織体制を具体的に記載した墓地等の経営に必要な事項を定めた管理運営計画書とする。

(同意)

第7条 細則第13条第2項に規定する「関係住民等」とは、越谷市墓地等事前協議実施要綱（平成14年告示第81号）に規定する関係住民等

とする。

- 2 細則第13条第2項に規定する「同意」とは、関係住民等のおおむねの同意とする。

附 則(平成14年3月29日告示第82号)

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月21日告示第137号)

この基準は、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(平成14年規則第47号)の施行の日から施行する。